

黒潮町地域おこし協力隊設置要綱

(平成25年11月13日告示第64号)

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持、活性化、及びその定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号。)に基づき、黒潮町地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(業務内容)

第2条 地域おこし協力隊は、地域力の維持、活性化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域行事等のコミュニティ活動支援
- (2) 住民の生活支援に関する活動
- (3) 地域資源(観光・特産品等)の発掘、振興に関する活動
- (4) 産業振興に関する活動
- (5) 移住促進交流に関する活動
- (6) その他、地域力の維持、活性化、及び地域おこしに関する活動に対し、特に町長が必要と認めた活動

(地域おこし協力隊員)

第3条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏、及びそれ以外の都市地域等から黒潮町内へ移し、住民票を異動させた者(町内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に町内に定住、定着している者(既に住民票の異動が行われている者等)については、原則として含まない。)
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者

(隊員の身分)

第4条 隊員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職とする。

(隊員の委嘱期間)

第5条 隊員の委嘱期間は半年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

- 2 委嘱を延長する場合には、半年ごとに委嘱期間を延長することとする。
- 3 町長は、本人から申出があるとき、病気や事故等により、活動の継続ができなくなったとき、又は隊員としてふさわしくないと判断した場合には委嘱を取り消すことができる。

(勤務条件等)

第6条 隊員の勤務条件は、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年黒潮町条例第38号）の非常勤の取扱いとする。

(報酬等)

第7条 隊員の報酬等は、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年黒潮町条例第45号）による。

(秘密を守る義務)

第8条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。